

## 新規事業

# 親元就農・集落営農促進助成金給付制度



新規借入農地賃借料の半額助成！

～親元就農の農業後継者を応援します～

新規の親元就農者・新規就農者を雇用する集落営農法人の方に宇都宮市農業公社で  
利用権設定した農地賃借料の一部を助成します。

**親元就農者要件** 以下の1～4のすべてに該当する方

- 1: 宇都宮市に住民登録がある方
- 2: 3親等以内の認定農業者等の元に就農した方
- 3: 親元に就農者した時の年齢が45歳未満であって、その時から3年以内の方
- 4: 認定農業者又は人・農地プランに登載されている方

- 助成対象農地 経営耕地面積10haを超える農地 **(1人あたり5ha限度)**
- 助成内容 農地賃借料の1/2を助成 (3年間助成)  
※10a当たり5千円を限度
- 申請方法 宇都宮市農業公社へ申請して下さい。  
所定の申請書で申請して下さい。  
詳しくは農業公社にお問合せ下さい。

**集落営農法人要件**

新規就農者を雇用する集落営農法人  
詳しくは農業公社にお問合せ下さい。



Agri Support

〒321-0954

宇都宮市元今泉7丁目10-20

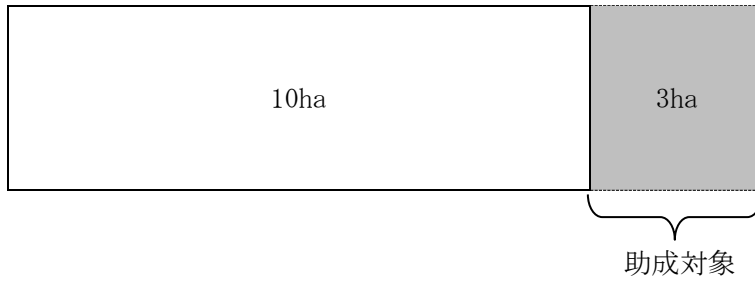
(公財)宇都宮市農業公社

電話 028-660-2702

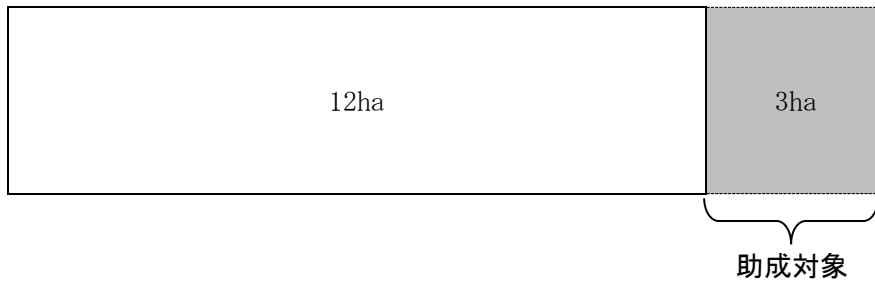
FAX 028-660-2704

【参考】助成対象農地の例（10haを超えた部分のうち、5ha以下）

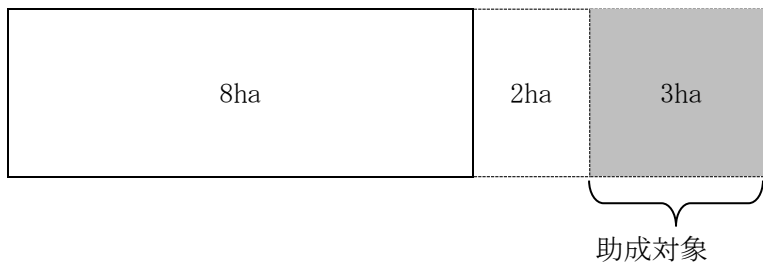
例1：親が10ha耕作していて、子が3ha拡大する場合



例2：親が12ha耕作していて、子が3ha拡大する場合



例3：親が8ha耕作していて、子が5ha拡大する場合



例4：親が10ha耕作していて、子が1年ごとに2ha、3年で6ha拡大する場合

